

地方行政サービス改革の取組状況等(令和4年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
082155	茨城県	北茨城市	都市 1-2

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.4%
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.2%
案内・受付			85.7%	86.3%
電話交換			97.2%	90.2%
公用車運転			88.9%	87.6%
し尿収集			96.2%	98.1%
一般ごみ収集			98.5%	97.2%
学校給食(調理)			70.6%	73.2%
学校給食(運搬)			93.6%	91.0%
学校用務員事務	○	業務の特殊性や専門性があることから、当面は現状の体制(会計年度任用職員)を継続する。	31.4%	38.2%
水道メーター検針			100.0%	98.9%
道路維持補修・清掃等			100.0%	97.2%
ホームヘルパー派遣			97.6%	99.2%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.8%
ホームページ作成・運営			98.5%	98.1%
調査・集計			96.9%	96.2%

※令和4年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務

総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置予定無し	委託状況	委託予定無し
BPRの手法を用いた業務分析		【参考】	
取組状況		類似団体	全国(市区町村分)
		総合窓口設置率	委託率
		17.8%	32.9%
		総合窓口設置率	委託率
		15.3%	28.8%

(4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】	
実施予定無し	委託予定無し	首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	類似団体	
										実施率	委託率
										32.9%	4.1%
										全国(市区町村分)	
										実施率	委託率
										35.7%	3.5%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】	
							類似団体導入率	全国(市区町村)導入率
体育館	1	1	100.0%		0		41.5%	40.8%
競技場(野球場、テニスコート等)	9	9	100.0%		0		50.7%	49.2%
プール	2	2	100.0%		0		64.8%	52.6%
海水浴場	1	0	0.0%	当市の海水浴場は、駐車場を兼用しており、利用料を徴収する必要があるため、制度導入は不要と考える。	0		0.0%	13.5%
宿泊休業施設(ホテル、国民宿舎等)	1	1	100.0%		0		84.9%	84.8%
休養施設(公園遊歩、海山の楽等)	1	1	100.0%		0		77.4%	75.4%
キャンプ場等	1	1	100.0%		0		68.8%	59.7%
産業情報提供施設	0	0			0		87.3%	74.9%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		100.0%	65.7%
開放型研究施設等	0	0			0		0.0%	43.0%
大規模公園	0	0			0		39.5%	44.6%
公営住宅	12	0	0.0%	制度導入の際には、全戸一括で管理してもらう必要があるが、一括で管理できる業者が市内にいないため、導入は難しいと考える。	0		14.0%	16.5%
駐車場	3	0	0.0%	制度導入による市民の利便性を検証していく必要がある。	0		21.3%	36.8%
大規模公園、畜場等	3	0	0.0%	制度導入によって、利用料の値上がりが見込まれる。	1	現時点で指定管理者制度を導入しておらず、施設の管理・運営上、自治体職員の常駐が必要。	17.8%	23.3%
図書館	1	0	0.0%	運営によって市民の意見要望を直接行政に反映でき、意欲の高い人材を確保することができるが、制度導入によって、学校や定休日の異なる施設への管理運営が求められる可能性がある。	1	現時点で指定管理者制度を導入しておらず、施設の管理・運営上、自治体職員の常駐が必要。	18.9%	21.2%
博物館(博物館、資料館、展示館、動物園)	2	1	50.0%	歴史民俗資料館においては、施設の管理運営に精通した職員を配置する必要があったので導入した。	1	歴史民俗資料館においては、リニューアルに伴い、施設の管理運営に精通した自治体職員を配置し、認知向上や来館者の増加を図る必要があるため。	27.6%	28.6%
公民館、市民会館	16	1	6.3%	市民に公平で公正な学習・文化サービスを提供することが求められており、施設の確保だけでなく、各職員等との関係や地域団体の育成・指導を行っている。	3	社会教育法により、営利・政治・宗教に係る使用が認められておらず、統一かつ適切な使用許可基準の運用を行っているため職員の常駐が必要。	19.6%	23.6%
文化会館	0	0			0		49.2%	52.1%
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	0	0			0		63.8%	49.8%
特別養護老人ホーム	0	0			0		87.5%	75.6%
介護支援センター	0	0			0		52.4%	47.9%
福祉・保健センター	4	4	100.0%		0		43.7%	52.9%
児童クラブ、児童館等	3	0	0.0%	今後の利用状況を踏まえ、制度導入を検討する。	0		14.6%	24.0%

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済	○	【参考】	
		実施率(類似団体)	
		自治体クラウド	単独クラウド
		46.6%	89.0%
		全国	
		自治体クラウド	単独クラウド
		46.5%	53.5%

(6)公共施設等総合管理計画

策定済	○	策定予定		策定予定時期
【参考】				
類似団体	策定割合	全国(市区町村分)	策定割合	
	100.0%		99.9%	

(7)地方公会計の整備

作成済	0	作成予定	○	作成完了予定年度	令和4年4~6月
【参考】					
類似団体	作成割合	全国(市区町村分)	作成割合		
	87.7%		91.4%		

(注1) 統一の基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2) 「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体